

## 「31スタジオ」チラシ等設置に関する運用基準

### 1 目的

この運用基準は、情報コーナー「31スタジオ」にかかるチラシ・パンフレット等（以下「チラシ等」という。）の設置に関し、いなべ市における地方創生の推進に寄与する情報発信を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 設置基準

31スタジオに掲出・設置するチラシ・パンフレット等については最大20枠とし、次の範囲のものとする。

- (1)市内への回遊につながるイベント、催事、活動などの情報
- (2)地域や地域の人々との関係づくりのきっかけとなる情報
- (3)移住・定住のきっかけとなる情報
- (4)まちづくり拠点（にぎわいの森）に関する情報

### 3 設置できないもの

設置基準に該当する場合であっても、次の各号に掲げるものを不可とする。

- (1)単に営利を目的とするなど、運用の目的に合わないもの。
- (2)政治的なもの。宗教的なもの。
- (3)人権侵害、法令又は公序良俗に反するもの。
- (4)問い合わせ先（担当者）が不明瞭のもの。
- (5)掲出・設置期間が合わないもの。

### 4 設置方法

- (1)設置希望者は、チラシ等を持参のうえ、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ窓口で事前申込を行う。
- (2)設置料は無料とする。
- (3)設置するチラシ等は最大A4サイズまでとする。
- (4)初回設置最大枚数は50枚とする。ただし、設置期間中チラシ等が無くなった場合は、その都度補充しても良いこととする。補充のタイミングや設置期間中の管理は設置者に一任する。
- (5)予約は申込月より3ヶ月先まで可能とする。
- (6)設置期間はイベント開催までの期間等考慮し、1週間または2週間とする。
- (7)設置は、ひと月あたり1団体等1枠までとし、次回予約は翌月以降可とする。